

資料3-2 名護市中心市街地まちづくりの防災機能の考え方

目次

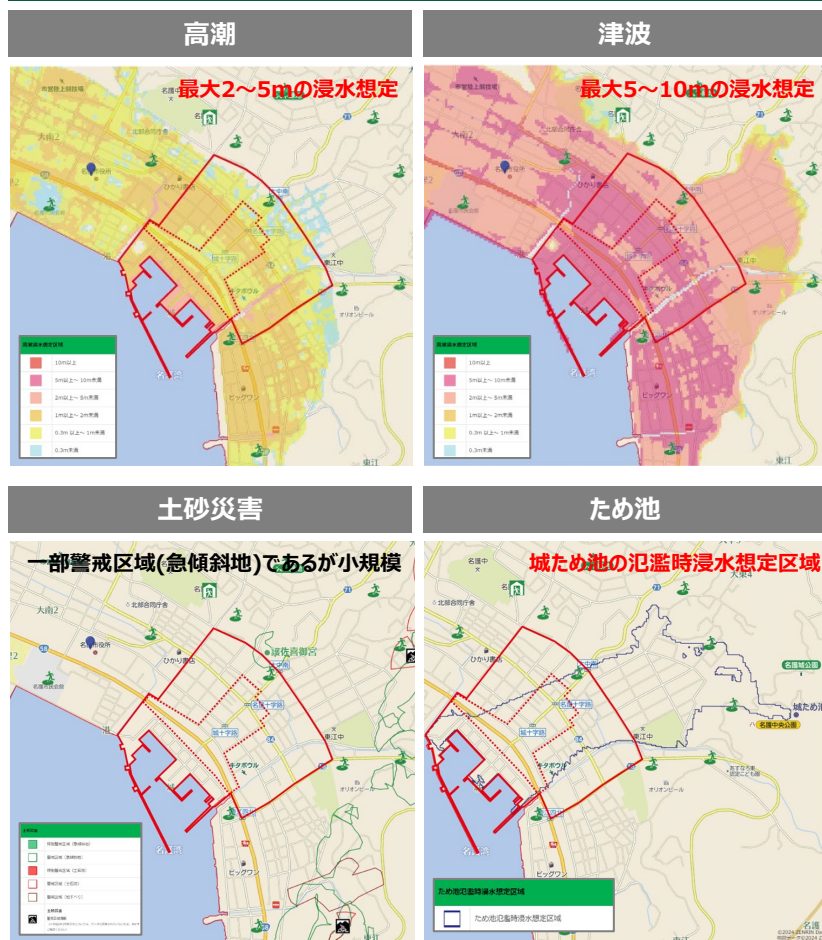
- 1．ターミナル検討部会での防災機能の考え方
- 2．中心市街地エリアの防災に関する現状整理
- 3．中心市街地エリアにおける防災機能の考え方（案）

2. 中心市街地エリアの防災に関する現状整理

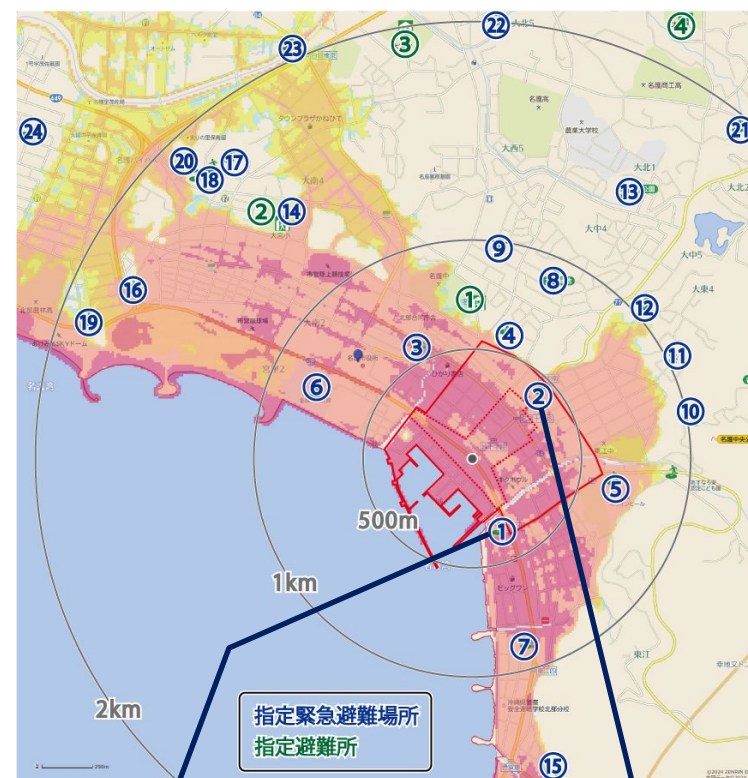
■ 中心市街地エリアの災害危険度

- 中心市街地エリアは、高潮及び津波、ため池氾濫による浸水が想定されている。
- しかし、名護漁港周辺エリア内の避難施設は1箇所であり、避難施設が不足している。

災害危険度



避難施設の位置



① 県営東江高層住宅
13階建て、SRC造

出典：沖縄県庁HP



② 名護市産業支援センター
7階建て、RC造(一部PC造)

出典：名護市商工会HP



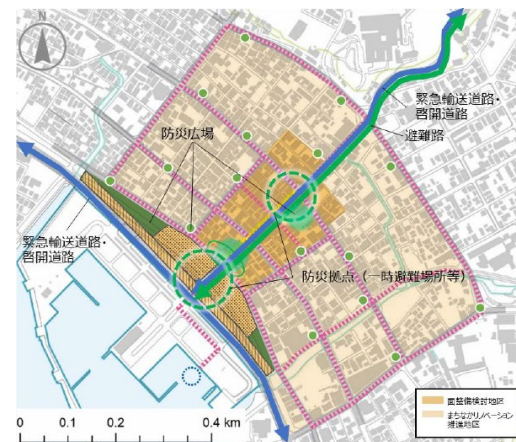
▲ 名護漁港周辺エリア内

2. 中心市街地エリアの防災に関する現状整理

■ 上位関連計画での位置付け

- 上位関連計画では、避難路や避難場所の確保を掲げ、一時避難場所や防災備蓄倉庫、防災情報発信施設等の整備が求められている。

計画名（策定主体・年）	防災に関する記載 ※防災に関する部分のみを抜粋
名護都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(沖縄県・令和4年)	IV 主要な都市計画の決定の方針 5.都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針 1) 基本方針 既成市街地においては、不燃化や老朽建築物の建替えを促進するとともに 避難路や避難場所の確保 、伝統的な屋敷林の保全を図る。 ICT・IoTを活用した防災情報共有や防災力の向上 など、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、災害に強くなやかな都市づくりに努める。
第5次名護市総合計画(名護市・令和2年)	第2部 基本構想 4.まちづくりの基本方針 4-6.安全・安心なまちづくり 地震や津波、台風などの自然災害並びに交通事故や犯罪など、日常生活を脅かすあらゆる事態への対策について、市民、地域、関係機関及び行政が連携・協働して被害を未然に防止、又は最小限に抑えることができる体制を目指す。
第2次名護市都市計画マスタープラン(名護市・令和5年)	第3部 地域別構想編 第2章地域別まちづくり方針 1.市街地地域 1-4-7.安心安全のまちづくりの方針 災害に強いまちづくりを進めるため、 避難路・避難場所の確保 など、各種防災・減災のための都市基盤の整備・改善に取り組む。
名護湾沿岸(名護漁港周辺エリア)実施計画(名護市・令和4年)	6.2 土地利用計画 (5)防災まちづくり計画 1)防災拠点となる機能の確保 - 交通結節点（バスターミナル・鉄軌道等）や複合施設に、一時避難場所、帰宅困難者等の受入れ、災害時の支援等の拠点として活用できる機能の導入や運用を図る。 - 防災情報システムや避難誘導システムなどDXを活用した情報発信機能の充実を図る。 - 官民が連携し、一時避難場所や防災備蓄倉庫等の確保を進める。 2)災害時の輸送ネットワークの形成、避難路の整備 - 関係機関と連携し、国道58号の移設、県道名護宜野座線の拡幅、電線類の地中化や共同溝化、沿道建物の建て替え等により、緊急輸送道路・啓開道路の機能確保を図り、海上を活用した代替交通（緊急輸送船等）発着機能の強化を図る。 緑地・広場について、防災広場機能を持たせ、発災時の広域的な物資輸送の拠点としての活用も想定した設えとする。 - 県道名護宜野座線の拡幅や区画道路の整備等により、高台や津波避難場所への避難を円滑にする避難路を確保する。 3)インフラ施設・市街地の強靱化 - 狹隘道路の拡幅、広場への防火水槽等の消防水利の設置等により、消防活動困難区域の解消を図るとともに、電線類の地中化や共同溝化、インフラ施設の長寿命化対策、建物の建て替え・共同化等により、市街地整備・改善にあわせたインフラ・市街地の強靱化を進める。 4)再生可能エネルギーや次世代モビリティによる非常用電源の確保 - 太陽光等の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入、電気自動車・燃料電池自動車の導入により、非常用電源の確保を図る。
名護市総合交通ターミナル整備基本計画(名護市・令和4年)	4.2 総合交通ターミナルの整備の方向性 【課題】津波や高潮に対して安全に避難できる場所が近くにない 【基本的な方向性】防災性の向上 【整備の方向性】避難困難区域の解消、多面的な防災性向上 【必要な機能】防災機能（一時避難場所、防災備蓄倉庫、防災広場、再エネ・非常用電源、防災情報・Wi-Fi）



3. 中心市街地エリアにおける防災機能の考え方（案）

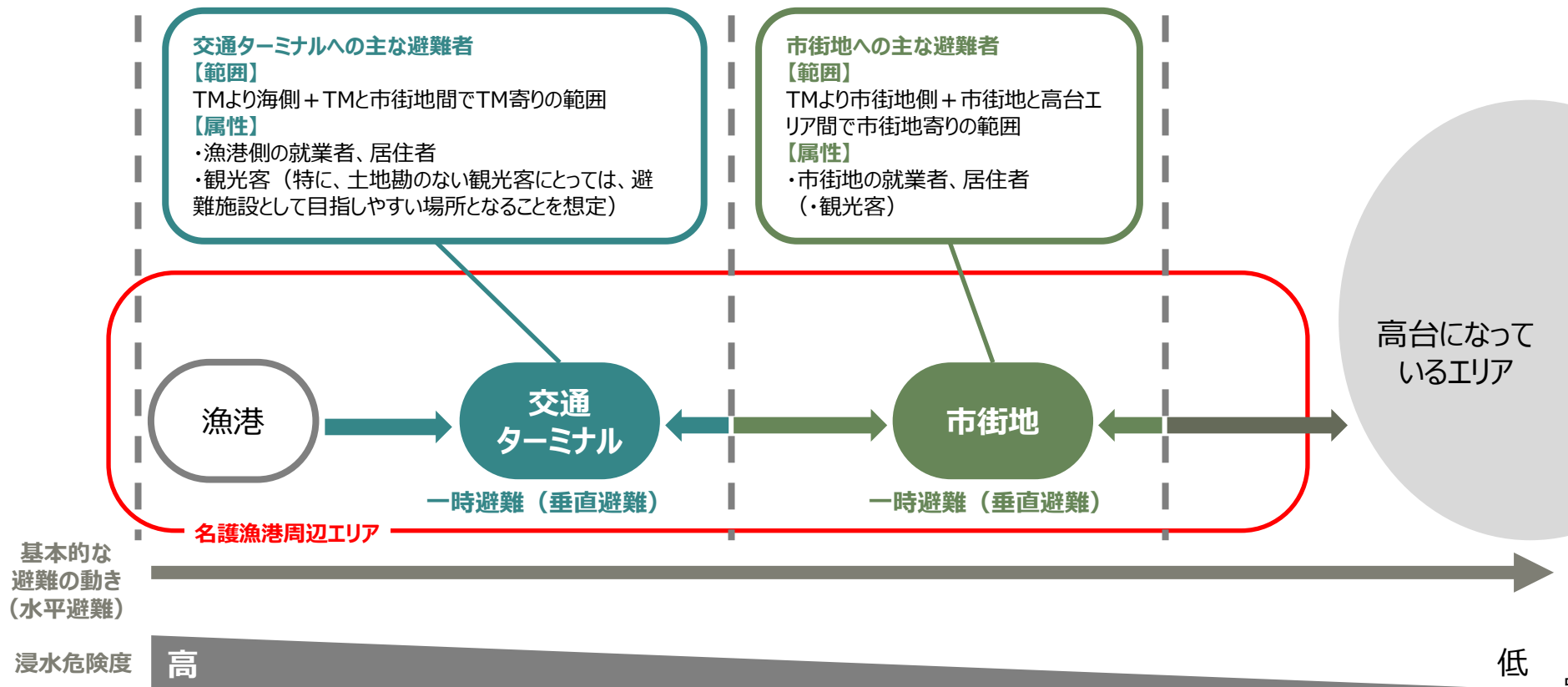
- 中心市街地エリアは浸水の危険度が高いため、長期的かつ広域的な防災拠点とするのではなく、近隣の就業者や観光客等の「一時的な避難場所」として整備することを想定する。
- 高台を目指す避難経路を基本としつつ、交通ターミナル（以下、TM）、市街地に中継地点となる一時避難機能を整備する。

基本方針

近隣の就業者、観光客等が発災直後に避難できる一時的な避難場所を整備し、
中心市街地エリアの防災力を向上させる

■ 避難者のイメージ 想定する災害：津波、高潮

➡ ➡ : 避難の動き



3. 中心市街地エリアにおける防災機能の考え方（案）

- ・「一時的な避難場所」としての基本機能は、交通ターミナル、市街地ともに整備する。
- ・交通ターミナルについては、国道沿いに立地する拠点施設になり得るため、「広域防災」に係る機能を重点的に整備する。
- ・「広域防災」に係る機能として、以下の機能の導入も想定する。
 - －「名護市地域防災計画」に記載の「ボランティア受入れ計画」に連動する形で、ボランティアの受入れ機能を導入する。
※詳細はp.7「北部地域が被災」を参照
 - －「第2次沖縄県観光危機管理計画」に記載の「観光客の帰宅困難者対策」の一環として帰宅支援に関する機能を導入する。
※詳細はp.7「中南部地域が被災」を参照

名護漁港周辺エリア

高台になっている
エリア

連携

		交通ターミナル	市街地
主な避難者属性 (p.5再掲)		・漁港側の就業者、居住者 ・観光客（特に、土地勘のない観光客にとっては、避難施設として目指しやすい場所となることを想定）	・市街地の就業者、居住者（・観光客）
導入機能	基本機能 ➤ 一時的な避難場所	・一時避難場所（滞在スペース） ・防災備蓄倉庫 ・非常用インフラ（電気、水、通信） ・災害情報発信（地域情報） 等	・一時避難場所（滞在スペース） ・防災備蓄倉庫 ・非常用インフラ（電気、水、通信） ・災害情報発信（地域情報） 等
	広域防災 ➤ 水が引いた後の災害復旧拠点	・災害情報発信（広域情報、道路状況） ・災害対応車両の駐車スペース ・ボランティアの受入機能（受付等） ・帰宅支援 等	

長期的、広域的な
防災拠点

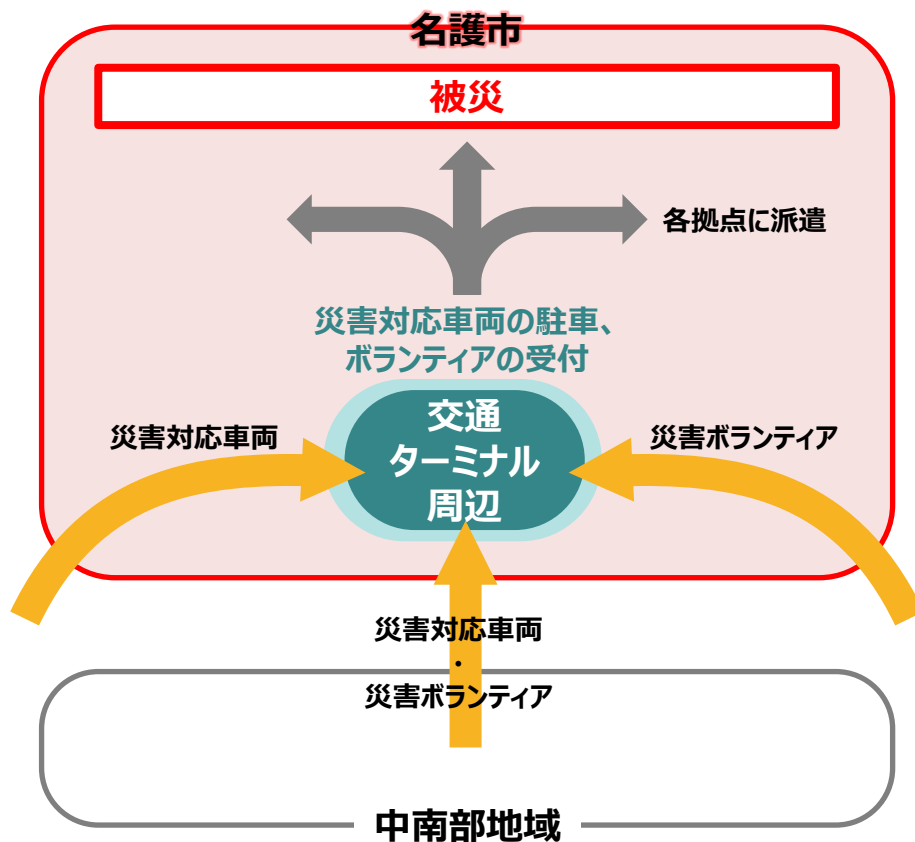
- ・避難所
- ・災害対応拠点
- ・支援物資の集配機能

等

3. 中心市街地エリアにおける防災機能の考え方（案）

- 広域防災においては、名護市（北部地域）が被災した場合と、中南部地域が被災した場合の2つのパターンを想定した。
- 北部地域が被災した場合は、災害対応車両の駐車拠点、ボランティアの受入機能(受付等)を交通ターミナル周辺に設ける。
- 中南部地域が被災した場合は、沖縄県外に出たい観光客が中南部地域に殺到しないよう、北部地域での滞在・帰宅支援機能を交通ターミナルに設ける。この際、エリア外の避難所や公共施設と連携しながら支援を行う。

名護市（北部地域）が被災



中南部地域が被災

